

# 憲 法 裁 判 所

## 決 定

事 件 2014헌마888 大韓民国と日本国との間の財産及び請求権  
に関する問題の解決と経済協力に関する協定  
第3条の紛争解決不作為違憲確認

請 求 人 [別紙 1] 請求人目録の通り  
請求人ら代理人 法務法人ヘマル  
担当弁護士 チャンフニク 張完翼、 パクキボム 朴起範

被 請 求 人 外交部長官

宣 告 日 2021年8月31日

### 主 文

本件審判請求をすべて却下する。

### 理 由

#### 1. 事件の概要

ア. 請求人らは日本強占期に太平洋戦争が勃発すると日帝により連合軍捕虜らを監視する捕虜監視員として強制動員され、東南アジア各国に位置する連合軍捕虜収容所で勤務し、終戦後に連合国の英国、オランダ、オーストラリアなどで構成された国際戦犯裁判に付託され、B C級戦犯として処罰された者（以下「韓国人B C級戦犯」という）またはその遺族らである。

被請求人は、外交、外国との通商交渉及びそれに関する総括・調整、国際関係業務に関する調整、条約その他の国際協定、在外国民の保護・支援、在外同胞政策の策定、国際情勢の調査・分析に関する事務を管掌する行政部所属の国家機関である。

イ．大韓民国（以下「韓国」という）は1965年6月22日、日本国（以下「日本」という）との間に「大韓民国と日本国との間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」（条約第172号）を締結した。

ウ．請求人らは、自身らが日本に対して有する賠償請求権が上記協定により消滅したか否かについて、すでに消滅したとする日本政府と消滅しなかったとする韓国政府の間には上記請求権に関する解釈上の紛争が存在するので、被請求人は上記協定第3条の定める手続に従って解釈上の紛争を解決するための措置をとる義務があるにもかかわらず、これを全く履行していないと主張し、2014年10月14日、被請求人の不作為が人間の尊厳と価値及び幸福追求権、財産権などのような請求人らの基本権を侵害し違憲であるとの確認を求める本件憲法訴願審判を請求した。

エ．請求人 <sup>イハンネ</sup>李鶴来は2021年3月28日に死亡し、その相続人であるカン〇〇が本件審判請求手続を受継し、請求人カン〇〇は2019年3月17日に死亡し、その相続人であるカン△△が本件審判請求手続を受継した。

## 2. 審判の対象

本件の審判の対象は、韓国人B C級戦犯が日本に対して有する請求権が「大韓民国と日本国との間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」（条約第172号、以下「本件協定」という）第2条第1項によって消滅したか否かについての韓日両国間の解釈上の紛争を上記協定第3条が定める手続に従って解決せずにいる被請求人の不作為が請求人らの基本権を侵害しているか否かである。

これに関連する上記協定の内容は次の通りである。

[関連規定]

大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定(条約第172号、1965年6月22日締結、1965年12月18日発効)

大韓民国及び日本国は、

両国及びその国民の財産並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題を解決することを希望し、両国間の経済協力を増進することを希望して、次のとおり協定した。

第1条

1 日本国は、大韓民国に対し、

(a) 現在において1080億円(108,000,000,000円)に換算される3億合衆国ドル(300,000,000ドル)に等しい円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を、この協定の効力発生の日から10年の期間にわたって無償で供与するものとする。各年における生産物及び役務の供与は、現在において108億円(10,800,000,000円)に換算される3000万合衆国ドル(30,000,000ドル)に等しい円の額を限度とし、各年における供与がこの額に達しなかつたときは、その残額は、次年以降の供与額に加算されるものとする。ただし、各年の供与の限度額は、両締約国政府の合意により増額されることができる。

(b) 現在において720億円(72,000,000,000円)に換算される2億合衆国ドル(200,000,000ドル)に等しい円の額に達するまでの長期低利の貸付けで、大韓民国政府が要請し、かつ、3の規定に基づいて締結される取極に従って決定される事業の実施に必要な日本国の生産物及び日本人の役務の大韓民国による調達に充てられるものをこの協定の効力発生の日から十年の期間にわたって行なうものとする。この貸付けは、日本国の海外経済協力基金により行なわれるものとし、日本国政府は、同基金がこの貸付けを各年において均等に行ないうるために必要とする資金を確保することができるように、必要な措置を執るものとする。

前記の供与及び貸付けは、大韓民国の経済の発展に役立つものでなければならぬ。

2 両締約国政府は、この条の規定の実施に関する事項について勧告を行なう権限を有する両政府間の協議機関として、両政府の代表者で構成される合同委員会を設置する。

3 両締約国政府は、この条の規定の実施のため、必要な取極を締結するものとする。

## 第2条

1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

2 この条の規定は、次のもの（この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執った特別の措置の対象となったものを除く。）に影響を及ぼすものではない。

（a）一方の締約国の国民で1947年8月15日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益

（b）一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であって1945年8月15日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいったもの

3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であってこの協定の署名の日に関係する他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であって同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

## 第3条

1 この協定の解釈及び実施に関する両締約国の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。

2 1の規定により解決することができなかつた紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から30日の期間内に各締約国政府が任命する各1人の仲裁委員と、こうして選定された2人の仲裁委員が当該期間の後の30日の期間内に合意する第三の仲裁委員又は当該期間内にその2人の仲裁委員が合意する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員との3人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両締約国のうちいずれかの国民であってはならない。

3 いずれか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたとき、又は第三の仲裁委員若しくは第三国について当該期間内に合意されなかつたときは、仲裁委員会は、両締約国政府のそれぞれが30日の期間内に選定する国の政府が指名する各1人の仲裁委員とそれらの政府が協議により決定する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員をもつて構成されるものとする。

4 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会の決定に服するものとする。

#### 第4条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

### 3. 請求人らの主張

ア. 日本強占期、太平洋戦争のさなかであった1942年5月、日本の陸軍省は韓国人を捕虜監視員として強制動員した。韓国人捕虜監視員は日本軍により連合軍捕虜を監視する役割に利用され、日帝の敗北で終戦となった後、1945年10月から1951年4月まで連合国による戦犯裁判を通じて無念にもBC級戦犯として処罰された。

イ. 日本政府は本件協定締結後韓国人BC級戦犯者のすべての賠償請求権が「完全かつ最終的に消滅した」と主張している一方で、韓国政府は韓国人BC級戦犯の被害についての日本の責任が本件協定によって消滅せずにそのまま残っているという事実を認め、韓日両国間にこれに関する解釈上の紛争が存在する。

ウ. 本件協定第3条は協定の解釈及び実施に関する韓日両国間の紛争がある場合、外交上の経路や仲裁手続による解決方法を規定することによって締約国に上記協定の解釈に関する紛争解決の義務を負担させているので、韓国政府には本件協定の解釈に関する紛争の解決のための作為義務がある。

エ. 韓国政府としては、人間の尊厳と価値及び国家の基本的人権保障義務を宣言する憲法第10条等に基づく作為義務があるにも関わらず、請求人らの基本権を実効的に保障することができる外交的保護措置や紛争解決手段の選択などの具体的な措置をとらずにいるが、このような行政権力の不作為は憲法に違反するものである。

#### 4. 本件の背景

本件を判断するための前提として、本件の背景及び全体的経緯をまず概観することにする。

##### ア. 本件協定の締結経緯及びその後の補償処理過程

(1) 解放後に韓国に進駐した米軍政当局は1945年12月6日に公布した軍政法令第33号により在韓旧日本財産を国有・私有を問わず米軍政庁に帰属させ、これらの旧日本財産は韓国政府樹立直後の1948年9月20日に発効した「韓米間の財政及び財産に関する最初の協定」により韓国政府に移譲された。

(2) 一方、1951年9月8日にサンフランシスコで締結された連合国と日本との平和条約では、韓国に日本に対して賠償を請求する権利が認められず、ただ、上記の条約第4条a項に日本の統治から離脱した地域の施政当局及び住民と日本及び日本国民の間の財産上の債権・債務関係はこれらの当局と日本との間の特別約定に

より処理することを、第4条b項に日本は前記地域で米軍政当局が日本及び日本人の財産を処分したことを有効であると認めることを各規定した。

(3) 上記条約第4条a項の趣旨に基づいて、韓国及び韓国国民と日本及び日本国民の間の財産上の債権・債務関係を解決するために、1951年10月21日の予備会談後、1952年2月15日に第1次韓日会談本会議が開かれて韓国と日本の国交正常化のための会談が本格的に始まって以来、7回の本会議とそれに伴う数十回の予備会談、政治会談及び各分科委員会別会議などを経て1965年6月22日に本件協定と漁業に関する協定、在日僑胞の法的地位及び待遇に関する協定、文化財及び文化協力に関する協定等の4つの付属協定が締結されるに至った。

(4) 第1次韓日会談（1952年2月15日～4月25日）の際、韓国政府は「韓日間の財産及び請求権協定要綱8項目」（以下「8項目」という）を提示したが、これは1. 韓国から搬出された古書籍、美術品、骨董品、その他国宝、地図原版及び地金、地銀を返還すること、2. 1945年8月9日現在の日本政府の対朝鮮総督府債務を弁済すること、3. 1945年8月9日以降に韓国から振替または送金された金額を返還すること、4. 1945年8月9日現在韓国に本社または主たる事務所がある法人の在日財産を返還すること、5. 韓国法人又は韓国自然人の日本及び日本国民に対する日本債、公債、日本銀行券、被徴用韓国人の未収金、補償金及びその他の韓国人の請求権を弁済すること、6. 韓国法人または韓国自然人所有の日本法人株式またはその他の証券を法的に認めること、7. 前記財産または請求権から発生した果実を返還すること、8. 前記返還及び決済は協定成立後直ちに開始し遅くとも6ヶ月以内に終了することの8項目である。

(5) しかし、第1次韓日会談は上記の8項目の請求権の主張に対応した日本側の対韓日本人財産請求権の主張により決裂し、その後独島問題及び平和線（訳注 日本でいう「李承晩ライン」）問題についての意見の相違、「日本による36年間の韓国統治は韓国に有益であった」という日本側首席代表久保田妄言及び両国の

政治状況により第4次韓日会談までは請求権問題に関する実質的な議論が行われなかった。

(6) その後、8項目について実質的討議が行われたのは、第5次韓日会談（1960年10月25日～1961年5月15日）だったが、8項目の各項に対する日本側の立場は概ね、第1項との関連では地金及び地銀は合法的な手続によって搬出したものなので返還の法的根拠がなく、第2、3、4項との関連では韓国が所有権を主張することができるのは米軍政法令第33号が公布された1945年12月6日以降のものに限り、第5項との関連では韓国側が個人の被害に対する補償問題を持ち出すことに強く反発して韓国側に徹底した根拠の提示を要求、すなわち具体的な徴用、徴兵の人数や証拠資料を要求するものであった。このように第5次韓日会談の請求権委員会では1961年5月16日の軍事政変によって会談が中断されるまで8項目の第1項から第5項まで討議が行われたが、根本的な認識の差異を確認したにとどまり、実質的な歩み寄りを行うことには失敗した。

(7) このため、1961年10月20日の第6次韓日会談の再開後は請求権に関する細部の論議は時間を空費するばかりで解決が遙遠となるとの判断の下に、政治的側面の歩み寄りが模索された。1961年11月22日の朴正熙・池田会談以後、1962年3月の外相会談では韓国側の支払要求額と日本側の支払準備額を非公式的に提示することとなり、その結果韓国側の純弁済7億ドルに対し日本側の純弁済7万4千ドル及び借款2億ドルという差異が確認された。

(8) このような状況で、日本側は当初から請求権に対する純弁済とすると法律関係と事実関係を厳格に解明する必要があるだけでなく、38度線以南に局限しなければならず、金額が減少して韓国側が受諾できなくなるため、有償と無償の経済協力の形式をとって金額を相当程度増額し、その代わりに請求権を放棄することを提案した。これに対して韓国側は請求権に対する純弁済として受領すべきであるという立場ではあるが、問題を大局的見地から解決するため、請求権解決の



枠内で純弁済と無償としての支払の2名目で解決することを最初に主張し、その後さらに譲歩して請求権解決の枠内で純弁済及び無償としての支払の2名目とした上でその金額を各々区分表示せず総額だけを表示する方法で解決することを提議した。

(9) この後、金鍾泌当時中央情報部長は日本で池田日本首相と1回、大平日本外相と前後2回にわたり会談し、大平外相との1962年11月12日の第2次会談時に請求権問題の金額、支払細目及び条件等に関して両国政府に建議する妥結案について原則的に合意し、具体的調整過程を経て、第7次韓日会談が進行中の1965年4月3日、当時外務部長官であった李東元と日本の外務大臣であった椎名の間、「韓日間の請求権問題解決及び経済協力に関する合意」が成立し、1965年6月22日、名目を区分表示せず日本が大韓民国に一定金額を無償及び借款として支払い、両締約国及びその国民(法人を含む)の財産、権利及び利益と両締約国及びその国民間の請求権に関する問題を完全かつ最終的に解決することを内容とする本件協定が締結された。

(10) その後韓国政府は1966年2月19日、「請求権資金の運用及び管理に関する法律」(1982年12月31日法律第3613号で廃止)を制定し、無償資金中の民間補償の法的根拠を整備し、その後1971年1月19日「対日民間請求権申告に関する法律」(1982年12月31日法律第3614号で廃止)を制定して補償申請を受付けたが、その対象は日帝により強制的に徴用徴兵された者のうちの死亡者と、上記会談の過程で対日民間請求権者として議論され、周知されていた民事債権又は銀行預金債権等を有する民事請求権保有者に限定され、その後1974年12月21日、「対日民間請求権補償に関する法律」(1982年12月31日法律第3614号で廃止)を制定し、1975年7月1日から1977年6月30日まで合計91億8769万3千ウォンを支給した。

(11) 一方、本件協定の締結過程において韓国人BC級戦犯の問題は1952年2月4

日の第1次韓日会談の第29回在日韓国人法的地位委員会で初めて僅かに言及されたのみでうやむやにされ、その後両国間で全く議論されず、韓国人BC級戦犯に対する補償も8項目の請求権に明示的に含まれず、韓国政府が2005年1月に本件請求権協定に関する一部の文書を公開し、その後構成された「韓日会談文書公開の後続対策に関する民官共同委員会」（以下「民官共同委員会」という。）の公式意見でも言及されなかった。

#### イ. 韓国人BC級戦犯に関する歴史的背景

(1) 日帝の韓半島強占期当時、第二次世界大戦中の日本軍部の連合軍に対する太平洋戦争遂行過程で約30万人前後の英国、オランダ、オーストラリア、米国などの連合軍兵士が日本軍によって捕虜にされた。日本軍部は大規模に発生した連合軍捕虜らを収容・管理するために1941年12月、陸軍省に「捕虜情報局」を設置し、翌年5月から韓半島で韓国人を捕虜監視員として強制募集した。

(2) その結果、約3000余名の韓国人が捕虜監視員として強制動員され、彼らは軍属の身分であったが釜山にある野口部隊に収容され、2ヶ月間射撃と銃剣術などの過酷な軍事訓練を受け、インドネシア、フィリピン、ミャンマー、タイなど東南アジア各国に散在していた連合軍捕虜収容所に配置された。韓国人捕虜監視員は下級軍属として働きながら上官である日本軍将校と下士官の命令にしたがって連合軍捕虜らを監視・統制した。

(3) 第二次世界大戦が連合軍の勝利で終わろうとする時期の1943年10月、モスクワで連合国の代表が集まり、戦争終了後に主要な戦争犯罪者らを処罰することを決定する「ドイツの残虐行為に関する宣言」を発表するなど、敗戦国あるドイツと日本の戦犯の処理に関する議論が開始され、1945年7月26日、米国・英国・中国などの首脳が集まって発表した「ポツダム宣言」を通じて敗戦国に対する戦犯処罰問題が本格的に議論された。続いて、米国・英国・フランス・旧ソ連の4カ国会議がロンドンで開かれ、1945年8月8日、「重大戦争犯罪人の訴追及び処罰に関

する協定」が公布された、この協定に附属する国際軍事裁判所憲章が実際にニュールンベルク裁判でドイツの戦犯訴追と処罰の法的根拠となった。

一方米国合同参謀本部は連合軍最高司令部に日本の戦犯容疑者に対する起訴と裁判所設置に関する指示を下し、この指示に基づいて極東連合軍最高司令部は司令部一般命令として極東国際軍事裁判所憲章を公布し、この憲章に基づいて1946年5月3日、日本の戦犯を処罰するための極東国際軍事法廷（International Military Tribunal for the Far East、いわゆる「東京戦犯裁判」）が東京で開廷した。

(4) 連合国が制定した国際軍事裁判所憲章第6条及び極東国際軍事裁判所憲章第5条は戦争犯罪の形態を「A項：平和に反する罪」、「B項：通常の戦争犯罪」、「C項：人道に反する罪」の3つの形態に区分し、このうち侵略戦争を起こした国家指導者などが平和に反する罪を犯した場合は「A級戦犯」、その他B項とC項の罪を犯した者を「BC級戦犯」と呼ぶようになった。また、極東国際軍事裁判所憲章第6条では、これらの犯罪について被告人が公務上の地位あるいは被告人が自身の政府機関または上司の命令に基づいて行為をしたという事実は免責事由にはなり得ず、ただ刑の減輕事由となりうると規定していた。第二次世界大戦の終了後、A級戦犯はドイツのニュールンベルク戦犯裁判と日本の東京戦犯裁判を通じて処罰された一方で、BC級戦犯は連合国である米国、英国、オランダ、オーストラリア、中国など、戦犯被害者の国で行われた裁判を通じて処罰された。

(5) BC級戦犯として処罰された韓国人の名簿を確認できる資料としては、日本厚生省引揚援護局が1955年12月1日に作成した「韓国、台湾出身戦争裁判受刑者名簿」がある。この資料によると、終戦後連合国による国際戦犯裁判に付託され連合軍捕虜を虐待したなどの理由で戦犯と認定されて処罰された韓国人は合計148人、そのうちの129人の韓国人捕虜監視員のうち14人が死刑、115人が有期懲役刑に処された。

(6) 第二次世界大戦の終戦の頃に戦犯裁判を行った各国の刑務所に収監されて

いた韓国人 B C 級戦犯は、1950年に日本の巣鴨刑務所に移送され、残りの刑期まで収監されたり、仮釈放された。巣鴨刑務所を出所した韓国人 B C 級戦犯は1955年4月1日に「同進会」という会を結成し、日本政府に対して「基本的人権と生活権の確保」と自分たちが受けた被害に対する国家補償などを求めて継続的な闘争を繰り広げ、日本政府から若干の支援を引き出したこともあったが、その後は補償責任を否定する日本政府の頑強な態度により、これといった成果をあげることができなかった。むしろ1965年6月22日に本件協定が締結された後には、日本政府の内閣総理大臣小泉純一郎が福島みずほ参議院議員が提起した「韓国・朝鮮人 B C 級戦犯者に対する人道的措置に関する質問主意書」に対する2006年6月20日付答弁書を通して本件協定第2条第1項及び第3項に言及し、内閣総理大臣安倍晋三も有田芳生参議院議員が提起した「韓国人 B C 級戦犯者問題に関する質問主意書」に対する2014年2月4日付答弁書で本件協定第2条第1項に言及するなど、韓国人 B C 級戦犯が被った被害に対する責任を否定するような態度も見せた。

(7) 一方、韓国は2004年3月5日に日帝強占下強制動員被害の真相を究明し歴史の真実を明らかにすることを目的に「日帝強占下強制動員被害真相究明などに関する特別法」（以下「真相究明法」という）を制定した。上記法律とその施行令により日帝強占下強制動員被害真相究明委員会（以下「真相究明委員会」という）が設置され「日帝強占下強制動員被害」についての調査が全面的に行われ、その結果韓国人 B C 級戦犯が「強制動員の被害者または犠牲者」として認められた。その後本件協定に関連して国が太平洋戦争前後の国外強制動員犠牲者とその遺族らに人道的次元で慰労金などを支援するために「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」（以下「太平洋戦争犠牲者支援法」という）が2007年12月10日に制定され、これにより請求人らのうちカン〇〇、パク〇〇、ピョン〇〇、パク△△、ジョン△△は遺族として慰労金を支給された。一方、2010年3月22日に真相究明法と太平洋戦争犠牲者支援法を廃止し、代わりに二つの法を合わせた

「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等の支援に関する特別法」が制定された。

(8) 現在まで韓国政府は韓国人 B C 級戦犯らに対する被害補償問題は本件協定とは関係がなく、日本が責任を持って主導的に解決すべき問題という立場であり、[別紙2]記載のように2010年頃から外交ルートを通じて日本が主導的に韓国人 B C 級戦犯の補償に関する立法などを行って解決することを継続的に要求してきた。

## 5. 判断

ガ. 裁判官<sup>ユナムソク</sup>劉南碩、裁判官<sup>イソネ</sup>李宜厓、裁判官<sup>イヨンジン</sup>李榮眞、裁判官<sup>ムンヒョンベ</sup>文炯培の却下意見。

### (1) 行政不作為に対する憲法訴願

(ア) 行政権力の不作為に対する憲法訴願は、公権力の主体に憲法に由来する作為義務が特別に具体的に規定され、これに基づいて基本権の主体が行政行為ないし公権力の行使を請求することができるにもかかわらず公権力の主体がその義務を懈怠する場合に限り許容される。上記に言う「公権力の主体に憲法に由来する作為義務が特別に具体的に規定され」が意味するところは、第1に憲法上明文で公権力の主体の作為義務が規定されている場合、第2に憲法の解釈上公権力の主体の作為義務が導かれる場合、第3に公権力主体の作為義務が法令に具体的に規定されている場合などを包括しているものといえることができる（憲法裁判所2011年8月30日2006헌마788）。

(イ) 憲法前文、第2条第2項、第10条と本件協定第3条の文言に照せば、被請求人が日帝強占期の反人道的不法行為による被害に対する賠償について本件協定第3条による紛争解決手続に進む義務は、日本により強行された組織的かつ継続的な不法行為によって人間の尊厳と価値を深刻に毀損された自国民が賠償請求権を実現するように協力して保護すべき憲法的要請によるものであり、その義務の履行がなければ請求人らの基本権が重大な侵害を受ける可能性があるため、被請求人

の作為義務は憲法に由来する作為義務として、それが法令に具体的に規定されている場合とすることができる（憲法裁判所2011年8月30日 2006헌마788参照）。しかし、仮に公権力の主体に上記のように本件協定第3条による紛争解決手続に進む作為義務が認められない場合には憲法訴願は不適法となる。

（ウ）本件において請求人らが主張する被害は、韓国人B C級戦犯らが国際戦犯裁判による処罰で被った被害の部分（以下「国際戦犯裁判での処罰による被害」という）と、その他の日帝の強制動員において日帝による反人道的で不法な行為により被った損害の部分（以下「日帝の強制動員による被害」という）に大きく分けることができる。以下において、各被害について被請求人が本件協定第3条の規定による紛争解決手続に進まなければならない作為義務が存在するか否かを検討する。

## （2）国際戦犯裁判での処罰による被害の部分

### （ア）具体的判断

1) 韓国人B C級戦犯らは日帝強占期に太平洋戦争に強制動員されて東南アジア地域に散在していた連合軍捕虜収容所に配置され、日本軍の命令にしたがって連合軍捕虜を監視・監督する捕虜監視員として働いた。その後第二次世界大戦が終了する頃に戦勝国である米国、英国、フランス、旧ソ連の主導で設立された国際戦犯裁判所に付託され、捕虜監視員として連合軍捕虜らを暴行したり虐待したなどの理由でB C級戦犯と認定されて処罰された。ところで、韓国人B C級戦犯らが国際戦犯裁判を通じて受けた処罰による被害の補償について、本件協定の対象とすることができるかを検討する必要がある。

2) 第二次世界大戦後、戦勝国を中心に行われた国際戦犯裁判が敗戦国の不法行為だけ扱ったという点で「勝者の正義」だという批判もあったが、ドイツのナチス戦犯を処罰したニュールンベルク裁判と日帝戦犯を処罰した東京裁判などを通じて個人が他の国を侵略する戦争を計画・主導したり参加した「侵略の犯罪」、

戦争期間中に民間人に対して殺人・集団虐殺・虐待・奴隷化などのような反人道的行為を行った「反人道的犯罪」、または捕虜の殺害や虐待などのような戦争に関する法律や慣習に違反した「戦争犯罪」を犯した場合、国際戦犯裁判を通じて処罰すべきであるという国際法的原則が成立した。このような国際戦犯裁判に関する国際法的原則は、1946年に国際連合（United Nations、以下「国連」という）総会で「ニュールンベルク憲章によって承認された国際法の諸原則と同裁判所の判決を確認するための決議」を満場一致で採択することにより、国際慣習法として確立された。これを契機に1948年の国連総会で「集団虐殺の防止と処罰に関する条約（Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide）」が採択され、国連が1998年6月15日に開催した「国際刑事裁判所設立に関する国連全権外交会議（United Nations Diplomatic Conference of Plenipotentiaries on the Establishment of an International Criminal Court）」で採択された「国際刑事裁判所に関するローマ規定（Rome Statute of the International Criminal Court）」に基づいて集団殺害犯罪、人道に対する罪、戦争犯罪、侵略犯罪などを扱う国際刑事裁判所（ICC）が設置された。

このような国際的な状況に照せば、独立した主権を有する国家といえども国際社会の構成員として個人戦犯に関する国際戦犯裁判所の判決の権威と効力を尊重することが今日の国際社会で通用する規範的秩序ということになるはずである。

3) 韓国憲法前文は「外には恒久的な国際平和と人類共栄に貢献することにより」と明示して国際平和主義を明らかにし、第5条第1項では「大韓民国は国際平和の維持に努力し侵略的戦争を否認する」と規定して「侵略戦争の禁止」という国際法上の原則を憲法に受容し、第6条第1項で「憲法により締結・公布された条約と一般的に承認された国際法規は国内法と同等の効力を有する」、同条第2項で「外国人は国際法と条約が定めるところによりその地位が保障される」と各規定し、国際法秩序の尊重を憲法で明示している。

前記のように、国際社会で個人が行った侵略の犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪などについて国際戦犯裁判を通じて処罰することは確立された国際慣習法として一般的に承認された国際法規に該当し、国内法と同等の効力を有する。さらにわが国では、国連が採択した「集団虐殺の防止と処罰に関する条約」については1950年9月4日に国会の同意を経て1951年1月12日に条約第1382号として発効し、「国際刑事裁判所に関するローマ規定」についても2002年11月8日に国会の同意を経て2003年2月1日に条約第1619号として発効した。また2007年12月21日法律第8719号として「国際刑事裁判所の管轄犯罪の処罰等に関する法律」を制定し、国際刑事裁判所の管轄である集団殺害罪（第8条）、人道に反する罪（第9条）、人に対する戦争犯罪（第10条）、財産及び権利に対する戦争犯罪（第11条）、人道的活動や識別標章等に関する戦争犯罪（第12条）、禁止された方法による戦争犯罪（第13条）及び禁止された武器を使用した戦争犯罪（第14条）などを国際刑事裁判所と協力して国内で処罰することができる法的根拠まで整備した。

このように、わが国が国際社会の構成員として個人が犯した侵略犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪などについて、国際社会の裁判を通じて処罰すべきであるという国際慣習法に関する条約を国会の同意を経て積極的に受容し、別途の法制定を通じてこれを国内の法体系に編入した事情に照らせば、国内のすべての国家機関は憲法と法律に基づいて国際戦犯裁判所の国際法的地位と判決の効力を尊重すべき義務があるというべきである。

4) 憲法裁判所は、日本軍慰安婦被害者と原爆被害者が日本政府に対して有する日帝の反人道的不法行為に起因する賠償請求権が消滅したか否かについて韓国政府と日本政府との間の解釈上の紛争が存在するにもかかわらず本件協定第3条が定める手続にしたがって解決せずにいる被請求人の不作為が違憲であると決定し（憲法裁判所2011年8月30日2006헌마788、憲法裁判所2011年8月30日2008헌마648を各参照）、大法院も強制動員被害者が有する日帝の反人道的不法行為に起因す



る損害賠償請求権が本件協定により消滅したのではないとの趣旨の判示をした（大法院2018年10月30日宣告2013다61381全員合議体判決参照）。このような憲法裁判所の決定と大法院の判決によると、本件協定に関する議論の対象は日帝強占期の日帝の行為であるというべきである。

5) 日帝強占期に韓半島に居住していた韓国民が日本の不法で暴力的な圧制に苦しんでいた状況で、韓国人B C級戦犯らはまともな説明や教育も受けられないまま捕虜監視員として強制動員され、日本軍の命令に従って連合軍捕虜を監視・監督した結果国際戦犯裁判に付託され、まともな通訳や弁護人などを提供されないまま処罰を受けたという同情すべき歴史的事実は認められる。

しかし、日本軍慰安婦被害者や原爆被害者の場合とは異なり、韓国人B C級戦犯らには国際戦犯裁判所の裁判を通じてB C級戦犯と認定されて処罰を受けたという特別な被害が存在する。そして、このような国際戦犯裁判所の判決は国際法的に有効であり、被請求人をはじめ国内の国家機関が尊重すべきことことは前記の通りである。

したがって韓国人B C級戦犯らが国際戦犯裁判所の判決による処罰で被った被害に対する補償問題を日本軍慰安婦被害者や原爆被害者などが有する日本の反人道的不法行為に起因する賠償請求権の問題と同じ範疇として扱うことは困難である。

6) 上記のような事情を本件協定締結の経緯と内容に照らして総合的に考慮すると、国際法的にも国内法的に有効に承認されている国際戦犯裁判所の判決による処罰を受けて生じた韓国人B C級戦犯被害補償問題は最初から本件協定の対象になるとは言いがたい。

#### (イ) 小結

請求人らの被相続人をはじめとする韓国人B C級戦犯らが国際戦犯裁判所の判決による処罰で被った損害に対する補償問題は本件協定とは関連がないので、被

請求人に本件協定第3条の規定による紛争解決手続に進むべき具体的な作為義務が認められるとは言いがたい。したがってこれに関する審判請求は不適法である。

(3) その他の日帝の強制動員で被った被害部分

(ア) 日帝の強制動員による被害

日帝強占期、日帝は太平洋戦争に利用するために韓半島で朝鮮総督府と親日派人士などによる脅迫・懐柔・欺罔などの方法を用いて韓国人捕虜監視員を強制的に募集した。日帝は釜山にある野口部隊に韓国人捕虜監視員を集めて頻繁な暴行など反人道的な方法で過酷な軍事教育を行った後、東南アジア各国に設置された連合軍捕虜収容所に彼らを配置し、日本人上官の強圧的で暴力的な命令に従って連合軍捕虜を監視・監督する業務を行うように強要した。このように、当時の韓国人B C級戦犯らが置かれていた不幸な歴史的状況を考慮すると、韓国人B C級戦犯らには国際戦犯裁判でB C級戦犯と認定されて受けた処罰による被害に加え、その他の日帝により強制動員され捕虜監視を強制されるという日帝の反人道的不法行為により被った被害も十分存在したといえるはずである。そして前記の日本軍慰安婦被害者と原爆被害者に関する憲法裁判所決定に照らせば、国際戦犯裁判による処罰に起因する被害とは異なり、韓国人B C級戦犯らに対する日帝の強制動員被害の問題は本件協定とも関連があると言えることができる。したがって、以下では韓国人B C級戦犯らに生じた日帝の強制動員による被害に関し、被請求人に本件協定第3条による紛争解決手続に進まなければなら作為義務が認められるか否かについて検討することにする。

(イ) 紛争の未成熟による被請求人の作為義務不認定

1) 本件協定第3条は本件協定の解釈及び実施について韓国と日本の間に紛争が発生した場合、政府は同条にしたがい一次的には外交上の経路を通じて、二次的には仲裁によって解決するよう規定している。したがって日帝の強制動員による被害の問題について被請求人に本件協定第3条の規定による紛争解決手続に進む作

為義務が付与されるためには、その前提として日帝の強制動員による被害に対する日本の責任について韓国と日本の間に本件協定の解釈及び実施に関する紛争が成熟して現実的に存在しなければならない。このような紛争が現実的に存在するか否かは被害当事者の意思、本件協定の締結過程とその後の状況、そして日本の責任についての韓国政府と日本政府の立場と態度のような歴史的状況を総合的に考慮して判断すべきである。

2) 本件記録によれば次のような事情を認めることができる

第一に、請求人らは日本に対して提起した各種の訴訟や闘争において韓国人B C級戦犯問題について国際戦犯裁判でB C級戦犯と認定され受けた処罰による被害問題に集中してきたものと見られる。国内の韓国人B C級戦犯に関する議論も彼らが国際戦犯裁判所で戦犯と認定されて処罰された問題を主に扱っていたものとみられる。

第二に、日本に居住する韓国人B C級戦犯らで構成された「同進会」という団体も日本政府に対して自分たちが国際戦犯裁判所でB C級戦犯と認定され処罰された被害について補償することを要求し、日本政府はこのような同進会の要求を一部受け入れ、1950年半ばから1960年の間に国際戦犯裁判所の判決で処罰を受けた韓国人B C級戦犯に補償として帰還手当、見舞金や生活資金などを支援したことがある。しかし、本件協定が締結された後には日本政府の内閣総理大臣小泉純一郎と安倍晋三は議会答弁を通じて韓国人B C級戦犯が被った被害に対する日本の責任を否定するような態度も見せた。

第三に、韓国政府は原則的に国際戦犯裁判による処罰で被害を受けた韓国人B C級戦犯の問題は本件協定とは無関係に日本が主導的に責任を負うべき問題という態度をとり、2010年頃から日本側に外交ルートを通じて立法などを通じた解決を継続的に促してきた。

3) 上記のような事情を総合すれば、韓国人B C級戦犯の当事者はもちろん韓国

政府と日本政府も韓国人 B C 級戦犯が国際戦犯裁判所で処罰を受けて被った被害を中心とする問題意識を共有しており、それについての日本の責任について韓国と日本の間の意見対立があった事実は認められる（ただし、国際戦犯裁判所の判決による処罰に起因する被害の補償問題は最初から本件協定の対象とはならないことは前述の通りである）。

しかし、そのほかに日帝の強制動員による被害の責任まで韓国と日本が相互認識しており、このような被害に対する日本の責任について本件協定の解釈及び実施に関する両国間の紛争が存在するか否かは、国際戦犯裁判により B C 級戦犯にされて処刑されるなどして被った損害の補償問題を集中的に要求していた請求人らの意思に注目し、日帝の強制動員による被害問題に関する韓国政府と日本政府の立場と態度を考慮しても依然としてはっきりしない。

4) そうであれば、少なくとも請求人らの被相続人らをはじめとする韓国人 B C 級戦犯らに対する日帝の強制動員による被害に関する日本の責任について韓国と日本の間に本件協定の解釈及び実施上の紛争が成熟して現実的に存在するとは結論づけがたい。したがって、被請求人に本件協定第3条による紛争解決手続に進むべき作為義務が認められるとは言いがたい。

#### (ウ) 公権力の不行使の有無

1) 仮に韓国人 B C 級戦犯の問題について、これまで被害当事者である韓国人 B C 級戦犯らだけでなく、韓国政府と日本政府が国際戦犯裁判所の処罰で生じた被害と共に日帝の強制動員による被害の問題まで認識しており、これに対する日本の責任について韓国と日本の間の本件協定の解釈及び実施に関する紛争が実際に存在すると言うなら、日本によって行われた組織的かつ継続的な不法行為によって人間の尊厳と価値を深刻に毀損された自国民らの請求権を実現し保護すべき憲法上の要請により被請求人に本件協定第3条による紛争解決手続に進むべき作為義務が存在すると言うことができる（憲法裁判所2019年12月27日2012헌마939参照）。

しかしこのような立場をとるとしても、被請求人が韓国人BC級戦犯のために[別紙2]に記載された外交的措置を履行したので、その作為義務を不履行したということとはできない。その理由は次の通りである。

2) 憲法裁判所は日本軍慰安婦被害者に関する憲法裁判所2011年8月30日 2006헌마788決定において本件協定第3条に関する被請求人の作為義務について説示したことがある。すなわち「本件で問題となる公権力の不行使は、本件協定によって日本軍慰安婦被害者らの日本に対する賠償請求権が消滅したか否かについての解釈上の紛争を解決するために本件協定第3条の紛争解決手続に進む義務の不履行を指すもの」と判示し、被請求人の作為義務を「本件協定第3条による紛争解決手続に進む義務」に限定している。ただし、外交関係における被請求人の広範囲の裁量を考慮すると、そのような作為義務の履行は履行行為そのものだけを指すのであって、これにより請求人らが望む結果まで保障する履行を意味するものではない。被請求人が請求人らが望む水準の積極的な努力を尽くさなかったとしても、本件協定第3条による紛争解決手続をいつどのよう履行するかについては国家により価値と法律を互いに異にする国際環境での国家と国家との間の関係を扱う外交行為の特性と本件協定第3条第1項、第2項がともに外交行為を必要とするという点を考慮すると、被請求人に相当な裁量が認められる（憲法裁判所2019年12月27日2012헌마939参照）。

3) 韓国は真相究明法によって設置された真相究明委員会の調査を通じて、請求人らの被相続人をはじめとする韓国人BC級戦犯を「強制動員被害者または犠牲者」と認定し、本件協定に関連して国外強制動員犠牲者とその遺族らに慰労金を支援する目的で「太平洋戦争犠牲者支援法」を制定し、（第1条参照）、一部の請求人らに慰労金を支給した。また、被請求人は[別紙2]記載のように外交的経路を通じて数回日本の議員らに会い、韓国と日本の間の局長及び課長級協議を進めて韓国人BC級戦犯に対する補償立法などを通じた解決を継続的に促してきた（以

下「外交的措置」という)。

4) そうであれば、韓国政府が韓国人 B C 級戦犯を強制動員被害者または犠牲者と認定し、その遺族に慰労金を支給した態度に合わせ、被請求人が韓国人 B C 級戦犯を日帝強占期の歴史的スケープゴートと見て、その問題を解決するために外交的措置を履行したものと言えるから、被請求人の広範な裁量を考慮すると、広い意味では日帝の強制動員による被害に対する日本の責任について存在する可能性のある韓国と日本の間の本件協定の解釈と実施に関する紛争を本件協定第3条により外交的に解決しようと努力したものと言える。

国際戦犯裁判所の判決による処罰を受けて生じた被害の補償問題が請求人らの主な関心事であり、請求人らが主張する損害のうち国際戦犯裁判による処罰で被った被害が日帝の強制動員による被害よりはるかに大きい点も考慮すると、たとえ被請求人が請求人らの期待ほど韓国人 B C 級戦犯の問題に関する迅速かつ積極的な外交的措置をとらなかったとしても、被請求人が本件協定第3条上の紛争解決手続の履行に関する作為義務を履行していない不作為状態にあるとは言いがたい。

#### (エ) 小結

国際戦犯裁判とは無関係に韓国人 B C 級戦犯が日帝の強制動員により被った損害に対する日本の責任について、韓国と日本の間に本件協定の解釈及び実施に関する紛争が成熟して現実に存在しているとは言えない。たとえ日帝の強制動員被害に対する日本の責任について韓国と日本の間に本件協定の解釈及び実施に関する紛争が現実的に存在し、これにより本件協定第3条による紛争解決に進む被請求人の作為義務が認められるとしても、被請求人が継続的に履行した[別紙2]記載の外交的措置を考慮すると作為義務を不履行したということとはできない。

したがっていかなる側面からみても韓国人戦犯の日帝の強制動員による被害に関する本件審判請求は不適法である。

#### (4) 小結論

本件審判請求中、国際戦犯裁判による処罰に起因する被害の部分は本件協定とは無関係なので、被請求人に本件協定第3条による紛争解決手続に進むべき具体的な作為義務が認められるとは言いがたい。また、日帝の強制動員による被害の部分について韓国と日本の間に本件協定の解釈に関する紛争が現実的に存在するとは言いがたいから、被請求人に本件協定第3条による紛争解決手続に進む作為義務があるとは言いがたく、たとえ韓国と日本の間に本件協定解釈上の紛争が存在するとしても、被請求人は[別紙2]記載のような外交的措置を通じてその作為義務を履行したとすることができる。したがって本件審判請求はすべて不適法なので却下するのが妥当である。

イ. 裁判官<sup>イ ジョンソク</sup>李 惊 錫の却下意見

私は次のような理由で本件審判請求がすべて不適法であるから却下すべきであると考えます。

(1) 行政不作為の憲法訴願対象性

憲法裁判所法第68条第1項によれば公権力の行使だけでなく公権力の不行使も憲法訴願の対象となりうるが、その公権力の不行使によって基本権を侵害された者が上記憲法訴願を提起する資格があるので、行政権力の不作為に対する憲法訴願は公権力の主体に憲法に由来する作為義務が特別に具体的に規定され、これに基づいて基本権の主体が行政行為ないし公権力の行使を請求できるにもかかわらず公権力の主体がその義務を懈怠した場合に限り許容される。ここにいう「公権力の主体に憲法に由来する作為義務が特別に具体的に規定され」とは、憲法上明文で作為義務を規定していたり、憲法の解釈上作為義務が導かれたり、法令に具体的に作為義務が規定されている場合をいう（憲法裁判所2004年10月28日2003헌마898;憲法裁判所2018年3月29日2016헌마795参照）。また、このよう公権力の主体の具体的作為義務は「基本権の主体である国民に対する」義務を意味する（憲法裁

判所1991年9月16日89헌마163;憲法裁判所2000年3月30日98헌마206等参照)。

(2) 被請求人に本件協定第3条が定める手続により解決すべき憲法上の作為義務が認められるか

(ア) まず、憲法第10条、第2条第2項、前文の規定自体またはその解釈によって「憲法に由来する具体的作為義務」を導くことができるかを検討する。

「国民の不可侵の人権を確認し、これを保障する義務」を規定した憲法第10条、「法律の定めるところにより在外国民を保護する義務」を規定した憲法第2条第2項は国が国民に対して基本権保障及び保護義務を負担するという国の一般的・抽象的義務を規定したものに過ぎず、その条項自体から国民のために何らかの具体的な行為すべき国家の作為義務を導くことはできない。憲法前文は国家的課題と国家秩序形成に関する指導理念・指導原理を規定して国の基本的価値秩序に関する国民的合意を規範化したものとして最高規範性を有し法令解釈と立法の指針となる規範的効力を有してはいるが、それ自体から国の国民に対する具体的な作為義務を導くことはできず、「3・1運動で建立された大韓民国臨時政府の法統を継承」という憲法前文の文言からも国民のために何らかの具体的な行為をすべき国家の作為義務を導くことはできない(憲法裁判所1998年5月28日97헌마282;憲法裁判所2000年3月30日98헌마206;憲法裁判所2005年6月30日2004헌마859等参照)。したがって、憲法第10条、第2条第2項、憲法前文のみから請求人らに対し国が何らかの行為をすべき具体的な作為義務を導くことはできない(憲法裁判所2019年12月27日2012헌마939裁判官李<sup>イ ジョンソク</sup> 棕錫の個別意見参照)。

(イ) 次に本件協定第3条に規定された紛争解決手続に関する条項が上記の言う「法令に具体的に作為義務が規定されている」場合に該当し、「憲法に由来する作為義務」を導くことができるかについて検討する。

1) まず、法令に具体的に作為義務が規定されている場合の「法令に規定された



具体的な作為義務」とは、国家が国民に対して特定の作為義務を負担するという内容が法令に記載された場合を意味する（憲法裁判所2000年3月30日98헌마206）。これは国が上記のような具体的な作為義務を履行しないことによって基本権を侵害されたと主張する憲法訴願において基本権侵害の可能性ないし因果関係を認めるためにも当然に要求される前提である。

基本的に国会が制定する法律や、国民に対して拘束力を有する行政法規に具体的な権利を国民に付与する内容がある場合、これは「法令に具体的に作為義務が規定された場合」に該当すると言うことができる。行政権力の不作為に対する憲法訴願審判において、憲法裁判所は当該法令に問題となった具体的な作為義務が行政権力の国民に対する羈束行為として規定されていたり（憲法裁判所1998年7月16日96헌마246;憲法裁判所2004年5月27日2003헌마851参照）、裁量行為と規定されているが公権力不行使の結果請求人に対する基本権侵害の程度が顕著であるなど（憲法裁判所1995年7月21日94헌마136参照）の事由により羈束行為と解釈すべき場合に具体的な作為義務を認め、逆に純粋な行政庁の裁量行為と規定されている場合には請求人に対する具体的な作為義務が認められないと判断した（憲法裁判所2005年6月30日2004헌마859）。

しかし、本件協定のような条約その他の外交文書において締約国が互いにあれこれの方法で紛争を解決しようという内容と手続が規定されている場合、これは基本的に締約国当事者間で締約の相手方に対して負担することを前提に規定されたものであるから、一定の義務事項が記載されているとしても締約国当事者が相手方の国家に対して要求することができるのみである。したがって「条約に基づいて自国が相手方国家に対して取ることができる条約上の権利義務を履行せよ」と自国政府に要求することができるためには、「そのような要求をすることができる権利を自国の国民に付与する内容」の具体的な文言が当該条約に記載されていなければならない。条約にそのような内容の明示的文言がない以上、当該条約

が国民の権利関係を対象としているという理由だけで条約上定められた手続上の措置をとることを自国政府に要求する権利は発生しないと言うべきである。

本件協定は両国間または一国の政府と他国の国民間、両国国民相互間の「財産、権利、利益、請求権」に関する問題を対象としているが、（本件協定第2条第1項）、本件協定が関係国の国民に本件協定第3条の紛争解決手続に進むことを要求できる権利を付与していない以上、個々の国民に上記の協定上の紛争解決手続を履行せよと自国政府に対して要求する具体的権利を認めることはできない。

したがって、本件協定の内容を根拠に国家の国民に対する具体的な作為義務を導き出すことはできず、これは本件協定と憲法第10条、第2条第2項、憲法前文を総合して見ても同様である（憲法裁判所2011年8月30日2006헌마788裁判官<sup>イ カングク</sup>李康國、裁判官<sup>ミンヒョンギ</sup>閔亨基、裁判官<sup>イ ドンフブ</sup>李東洽の反対意見；憲法裁判所2019年12月27日2012헌마939裁判官<sup>イ ジョンソク</sup>李悰錫の個別意見参照）。

2) 次に、本件協定第3条が規定している内容自体に照せば、「本件協定の解釈に関する紛争を解決するために第3条の規定による外交行為をする作為義務」というものが「具体的な」行為をすべき「義務」だと言うこともできない。

① 本件協定第3条は本協定の解釈及び実施に関する両締約国間の紛争はまず、「外交上の経路を通じて解決する」（第1項）、「1の規定により解決することができなかつた紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受理した日から...からなる仲裁委員会に決定のために付託する。」（第2項）と規定している。どの条項にも、紛争があれば「必ず」外交的解決手続に進まねばならないとか、外交的解決が膠着状態に陥った場合「必ず」仲裁手続を申請しなければならないという「義務的」内容は記載されていない。「外交上の経路を通じて解決する」という文言は外交的に解決しようという両締約国間の外交的約束以上を意味するものと解釈することはできない。「仲裁

委員会に決定のために付託する。」というのも、やはり「仲裁を要請する公文を受理すれば」付託されるというもので、どの文言にも仲裁を要請しなければならないという「義務的」要素が含まれると解釈するだけの根拠は発見することができない。結局本件協定第3条第1項、第2項のどの部分においても外交上の解決手続に進まなければならない「義務」、外交上の解決ができなければ仲裁手続に進まなければならない「義務」があると解釈することはできない。（憲法裁判所2011年8月30日2006헌마788裁判官<sup>イ カングク</sup>李康國、裁判官<sup>ミンヒョングキ</sup>閔亨基、裁判官<sup>イ ドンフブ</sup>李東洽の反対意見；憲法裁判所2019年12月27日2012헌마939裁判官<sup>イ ジョンスク</sup>李悰錫の個別意見参照）

② その上本件協定第3条が規定している「外交的解決」、「仲裁手続付託」に何らかの義務性があるとしても、それが「具体的な」作為を内容とするものとは言いがたい。

本件協定から「外交上の経路を通じて解決する義務」が導かれるとしても、これは国家の基本権保障義務、在外国民保護義務、伝統文化の継承・発展と民族文化の暢達に努力する国家の義務、身体障害者等の福祉向上のために努力すべき国家の義務、保健に関する国家の保護義務と同様に、国家が継続して追求すべき義務ではあるが、それ自体では一般的・抽象的な義務の水準に過ぎない。このような国家の一般的・抽象的義務はそれ自体が「具体的な」、すなわち「何らかの特定の内容」の作為義務ではないので、たとえ憲法に明示的な文言で記載されているとしても国民が国家に対してその義務の履行を直接求めることができる「具体的な」作為義務に変貌することはない。（憲法裁判所2011年8月30日2006헌마788裁判官<sup>イ カングク</sup>李康國、裁判官<sup>ミンヒョングキ</sup>閔亨基、裁判官<sup>イ ドンフブ</sup>李東洽の反対意見；憲法裁判所2019年12月27日2012헌마939裁判官<sup>イ ジョンスク</sup>李悰錫の個別意見参照）

### (3) 小結論

以上のように、被請求人には請求人らが主張するような憲法上の作為義務を認めることができないので、請求人らが主張する不作為は憲法訴願の対象となる「公権力の不行使」と言うことができない。これを対象とする本件審判請求はすべて不適法である。

## 6. 結論

その理由の構成は異なるが関与裁判官の過半数である5名が本件審判請求が不適法でありこれを却下するという意見を同じくしているので主文の通り決定する。

この決定には下記7.のような裁判官<sup>イソクテ</sup>李錫兌、裁判官<sup>イウネ</sup>李垠厓、裁判官<sup>キムギョン</sup>金基潁、裁判官<sup>イミソン</sup>李美善の日帝の強制動員による被害の部分に関する反対意見がある。

## 7. 裁判官<sup>イソクテ</sup>李錫兌、裁判官<sup>イウネ</sup>李垠厓、裁判官<sup>キムギョン</sup>金基潁、裁判官<sup>イミソン</sup>李美善の日帝の強制動員による被害部分の請求に関する反対意見

私たちは多数意見のうち日帝強占期に強制動員された韓国人B C級戦犯らが被った被害のうち国際戦犯裁判による処罰に起因する被害の部分は本件協定とは関連がなく被請求人に本件協定第3条による紛争解決手続に進む作為義務が認められないという意見には賛成する。しかし、韓国人B C級戦犯らが日帝の不法な強制動員により被った被害が本件協定第2条第1項の対日請求権に含まれるか否かについて韓国と日本との間に本件協定の解釈上の紛争が存在し、被請求人に本件協定第3条の規定による紛争解決手続に進む作為義務が認められ、それにもかかわらず被請求人がその作為義務を履行していないことは請求人らの基本権を侵害して違憲であると考えます。その理由は次の通りである。

### ア. 日帝の強制動員による被害の性格

日帝強占期に韓半島に居住していた韓国人らが日本の不法で暴力的な圧制に苦しめられていた状況の中で、韓国人B C級戦犯らは太平洋戦争当時、捕虜監視員として反人道的で不法な方法で強制動員され、東南アジア地域にあった日本軍の

連合軍捕虜収容所で勤務し、日本軍の上官の強圧的で暴力的な命令に服従して連合軍捕虜らを監視し統制する任務を遂行する過程で数々の精神的・肉体的被害を被った。韓国人BC級戦犯らはこのような日帝による反人道的で違法な行為による被害を認められ、真相究明法によって設置された真相究明委員会により「強制動員被害者又は犠牲者」として認定された。したがって韓国人BC級戦犯らは日本に対して日帝による不法な強制動員によって被った被害に対する請求権を有すると言うことができ、これは日本軍慰安婦被害者と日帝強制動員被害者らが日帝強占期に日帝の反人道的不法行為によって被った損害に対する請求権とその性格が本質的に異なるとは言えない。

#### イ. 適法要件に対する判断

##### (1) 被請求人の作為義務

(ア) 行政権力の不作為に対する憲法訴願は公権力の主体に憲法に由来する作為義務が憲法や法令に特別に具体的に規定され、これに基づいて基本権の主体が行政行為ないし公権力の行使を請求できるにもかかわらず公権力の主体がその義務を懈怠している場合に限って許容されるものであることは、前記の通りである。本件協定第3条によれば、本件協定の解釈について韓国と日本との間に紛争が発生した場合、政府はこれに従い一次的には外交上の経路を通じ、二次的には仲裁により解決することとしているが、これが「公権力の主体の作為義務が法令に具体的に規定されている場合」に該当するかを検討する。

(イ) 本件記録によれば、日本政府の内閣総理大臣小泉純一郎と安倍晋三は、それぞれ韓国人BC級戦犯問題の人道的解決を促す議員の質疑に対する公式答弁で、対日請求権問題の完全かつ最終的な解決を規定した本件協定第2条第1項及び第3項に言及することにより、本件協定により韓国人BC級戦犯らが有するすべての請求権が消滅したとの意思を明確に表示しているのに対し、被請求人をはじめとする韓国政府の態度を見ると、韓国人BC級戦犯らが日本に対して有する請求権は

本件協定と関係がなくそのまま残っており、日本が韓国人B C級戦犯に関する問題を主導的に解決すべきであるという基本的立場であるから、結局韓国人B C級戦犯らが日本対して有する日帝の不法な強制動員による被害に対する請求権に関する本件協定の解釈について韓日両国間に紛争が発生した状態であると言うのが妥当である。

(ウ) 韓国憲法は第10条で「すべての国民は人間としての尊厳と価値を有し、幸福を追求する権利を有する。国家は個人が有する不可侵の基本的人権を確認し、これを保障する義務を負う。」と規定しているが、ここにいう人間の尊厳性は最高の憲法的価値であり、国家目標規範としてすべての国家機関を拘束し、そして国家は人間の尊厳性を実現すべき義務と課題を負うことを意味する。したがって、人間の尊厳性は「国家権力の限界」として国家による侵害から保護される個人の防御権であるだけでなく、「国家権力の課題」として国民が第三者によって人間の尊厳性を脅かされる場合には国家はこれを保護する義務を負担する。

一方、韓国憲法は前文で「3・1運動で建立された大韓民国臨時政府の法統」の継承を明示しているところ、たとえ韓国憲法が制定される以前のことであっても、国家が国民の安全と生命を保護すべき最も基本的な義務を遂行できなかった日帝強占期に日本軍のための捕虜監視員として強制動員され、人間の尊厳と価値が抹殺された状態で長期間悲劇的な生活を営んだ韓国人B C級戦犯被害者らの毀損された人間の尊厳と価値を回復させるべき義務は、大韓民国臨時政府の法統を継承した現在の政府が国民に対して負担する最も根本的な保護義務に属するはずである（憲法裁判所2011年8月30日2006헌마788参照）。

(エ) 上記のような憲法規定及び本件協定第3条の文言に照らせば、被請求人が韓国人B C級戦犯らが日本に対して有する日帝の不法な強制動員による被害についての請求権に関し上記第3条により紛争解決手続に進む義務は、日本により行われた組織的かつ継続的な不法行為により人間の尊厳と価値を深刻に毀損された自

国民らが賠償請求権を実現できるように協力して保護すべき憲法的要請によるものであり、その義務の履行がなければ請求人らの基本権が著しく侵害される可能性があるため、被請求人の作為義務は憲法に由来する作為義務として、それが法令に具体的に規定されている場合と言えるはずである。

## (2) 公権力の不行使

(ア) 本件記録によれば、被請求人は上記のような作為義務の履行として韓国人B C級戦犯らが日本に対して有する日帝の不法な強制動員被害による被害に対する請求権が本件協定により消滅したか否かに関する韓日両国間の解釈上の紛争を解決するために本件協定第3条による紛争解決手続としての措置を特にとったことはないと思われる。

(イ) 被請求人はこれについて[別紙2]記載のように継続的に日本政府と議会の担当者らとの数回の面談を通じ韓国人B C級戦犯らのために適切な水準の支援と補償対策を行うことを継続的に促しており、そのために韓国人B C級戦犯らとも何回か議論を進めて来たところ、これは韓国政府に幅広く認められる外交的裁量権を正当に行使したものであるから公権力の不行使ではないと主張する。しかし、被請求人は韓国人B C級戦犯問題は本件協定と関連がなく、日本が主導的に解決すべきとの立場を一貫して堅持し、これを基礎として上記のような外交的措置を取ったと見られ、被請求人は日本との接触において本件協定第3条による解決に直接言及したことがない。ところが本件で問題となる公権力の不行使は本件協定によって韓国人B C級戦犯らが日本政府に対して有する日帝の不法な強制動員による被害に対する請求権が消滅したか否かについての解釈上の紛争を解決するために本件協定第3条の紛争解決手続に進む義務の不履行を指すものであるから、上記のように本件協定と無関係に行われた外交的措置は被請求人の作為義務の履行に含まれない。

## (3) 小結

そうであれば、被請求人は韓国人 B C 級戦犯らが日本に対して有する日帝の不法な強制動員による被害に対する請求権に関して憲法に由来する作為義務があるにもかかわらずこれを履行しないことにより請求人らの基本権を侵害した可能性がある。

したがって、以下において本案に進み、被請求人が上記のような作為義務の履行を拒否または懈怠していることが請求人らの基本権を侵害して違憲であるかについて検討することにする。

#### ウ. 本案に対する判断

##### (1) 本件協定に関する解釈上の紛争の存在

(ア) 本件協定第2条第1項は「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」と規定している。これに関して合意議事録第2条(g)項には上記第2条第1項にいう「完全かつ最終的に解決されたこととなる両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題には、韓日会談において韓国側から提出された『韓国の対日請求要綱』（いわゆる八項目）の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって、同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もなしえないこととなることが確認された。」と記載されている。

(イ) 本件協定第2条第1項の解釈に関して、前記のように日本政府の立場は韓国人 B C 級戦犯らを含むわが国民の日本に対する請求権はすべて包括的に本件協定に含まれ、本件協定の締結及びその履行により放棄されたか、その賠償が終了したというものである。これに対して韓国政府は2005年8月26日の「民官共同委員会」の決定を通じて、日本政府などの国家権力が関与した「反人道的不法行為」につ



いては本件協定によって解決されたものと見る事ができないので、日本政府の法的責任が認められるとし、併せて真相究明法により設置された国家機関である真相究明委員会で韓国人BC級戦犯らを日帝により不法に強制動員された被害者又は犠牲者と公式に認定した。

(ウ) したがって本件協定第2条第1項の対日請求権に韓国人BC級戦犯らが日本に対して有する日帝の不法な強制動員による被害に対する請求権が含まれるか否かについて韓日両国間に解釈の差異が存在し、それが上記協定V第3条の「紛争」に該当するという事は比較的明白である。

## (2) 紛争の解決手続

本件協定第3条第1項は「本協定の解釈及び実施に関する両締約国の紛争はまず外交的な経路を通じて解決する。」と規定し、第2項は、第1項の規定により解決することができない紛争は仲裁によって解決することと規定している。すなわち、上記の規定は協定締結当時その解釈に関する紛争の発生を予想し、その解決の主体を協定締結当事者である各国と定め、紛争解決の原則と手続を定めたものである。したがって、被請求人は上記紛争が発生した以上、本件協定第3条による紛争解決手続に基づいて外交経路を通じて解決すべきであり、そのような解決の努力が尽くされた場合、これを仲裁に付託すべきことが原則である。よって、このような紛争解決手続に進まない被請求人の不作為が請求人らの基本権を侵害して違憲であるか否かを検討することにする。

## (3) 被請求人の不作為の基本権侵害の有無

### (ア) 被請求人の裁量

外交行為は価値と法律を共有する1つの国家内に存在する国家と国民との関係を超えて価値と法律を互いに異にする国際環境で国家と国家の間関係を扱うものであるから、政府が紛争の状況と性質、国内外の情勢、国際法と普遍的に通用する慣行等を勘案して政策決定をするにあたり幅広い裁量が許容される領域である

ことは否定できない。しかし憲法上の基本権はすべての国家権力を羈束するから、行政権力もやはりこれらの基本権保護義務にしたがい基本権が実効的に保障されるように行使されねばならず、外交行為という領域も司法審査の対象から完全に排除されるものとは言えない。特定の国民の基本権に関わる外交行為において、前記のように法令に規定された具体的作為義務の不履行が憲法上の基本権保護義務に対する明白な違反と判断される場合には基本権侵害行為として違憲と宣言すべきである。結局、被請求人の裁量は侵害される基本権の重大性、基本権侵害救済の切迫性、基本権の救済可能性、真に重要な国益に反するか否かなどを総合的に考慮し、国家機関の基本権羈束性にふさわしい範囲内に制限される外はない（憲法裁判所2011年8月30日2006헌마788参照）。

（イ）不作為による基本権侵害の有無

1) 侵害される基本権の重大性

韓国人B C級戦犯らが日帝の不法な強制動員により被った被害は、太平洋戦争当時10代後半～20代の若い年齢で日本と日本軍によって脅迫、欺罔などのような不法な方法で連合軍捕虜監視員として強制的に動員され、戦争捕虜の処遇についてまともな教育を受けられないまま、ひたすら過酷な精神的洗脳と反人道的で暴力的な形態の軍事訓練だけを受けた後、東南アジア各国に散在していた捕虜収容所に配置され、そこで上官である日本軍人の強圧的命令に逆らえず連合軍捕虜を監視・統制し、それにより言葉で表せない辛苦と被害を被るなどの歴史的経験と事実に起因するもので、他にその例を見出せない特殊な被害である。日本の最高裁判所も1999年12月20日、韓国人B C級戦犯らで構成する「同進会」が日本政府に対して提起した損害賠償請求訴訟で、韓国人B C級戦犯らの被害を認めながらこれに関する立法的補償措置が行われなかったという理由で上記請求を棄却した。このように韓国人B C級戦犯らが日本に対して有する日帝の不法な強制動員による被害に対する請求権の実現は人間としての尊厳と価値及び身体的自由を事後的

に回復するという意味を有するものであるから、その請求権の実現を妨げることは根源的な人間としての尊厳と価値の侵害と直接関連がある（憲法裁判所2011年8月30日2006헌마788参照）。

## 2) 基本権侵害の救済の切迫性

前記のように1991年頃から韓国人B C級戦犯らが日本の法廷で進めてきた訴訟は彼らの請求権実現に関する立法的措置がないなどの理由で敗訴が確定した。今や、日本の法廷を通じた韓国人B C級戦犯らの司法救済、または日本政府の自発的謝罪及び救済措置を期待することは事実上不可能になった。日本によって韓国人B C級戦犯らが連合軍捕虜監視員として駆り立てられた第二次世界大戦の終了後70年以上が経過し、彼らが日本に対して訴訟を開始してからもほぼ30年になっている。本件審判の係属中に請求人が李鶴来が死亡することにより、現在では韓国人B C級戦犯らがすでに死亡した事情を考慮すると、これ以上時間を遅滞すれば韓国人B C級戦犯が日本に対して有する日帝の不法な強制動員に起因する被害に対する請求権を実現することにより歴史的な正義うち立てて侵害された人間の尊厳と価値を回復することは永遠に不可能になるかも知れない。（憲法裁判所2011年8月30日2006헌마788 参照）。

## 3) 基本権の救済可能性

被請求人は韓国人B C級戦犯らが受けた不利益のうち日帝の不法な強制動員による被害について、その被害救済に積極的な態度を取っていないものと見られる。侵害される基本権が重大でその侵害の危険が差し迫っていても、救済可能性が全くない場合は被請求人の作為義務を認め難いであろう。しかし救済が完璧に保障された場合にのみ作為義務が認められるわけではなく、救済可能性が存在することで足り、この時被害者やその遺族らが日本政府に対する請求が最終的に否定される結論が出てくる危険性も進んで甘受しようというのであれば、被請求人としては彼らの意思を十分に考慮すべきである。2006年に国連国際法委員会によって

採択され総会に提出された「外交的保護に関する条文草案」の第19条でも、外交的保護を行使する権利を有する国家は重大な被害が発生した場合に特に外交的保護の行使可能性を適切に考慮すべきであり、可能なすべての場合において外交的保護への訴え及び請求された賠償に関する被害者らの見解を考慮すべきことを勧告的慣行として明示している。ところで、請求人らは本件審判請求を通じて被害者である韓国人B C級戦犯らのための被請求人の作為義務の履行を求めているので請求人らの意思は明確だと言えるはずであるし、すでに述べた韓国人B C級戦犯らが日帝の不法な強制動員により被害を被ることになった歴史的背景、本件協定の締結経緯とその前後の状況、韓国人B C級戦犯らのために日本に対して公式な事実認定と謝罪・賠償を求めている一連の国内外的な動き、そして韓国人B C級戦犯らが強制動員被害者又は犠牲者として公式認定された以上、日帝の不法な強制動員による被害は韓国人B C級戦犯以外の他の強制動員被害者らが被った被害と特別な違いを見出すことができない点などを総合すると、被請求人が本件協定第3条により紛争解決手続に進む場合に日本による賠償が行われる可能性をあらかじめ排除してはならない（憲法裁判所2011年8月30日2006헌마788参照）。

#### 4) 真に重要な国益に反するか否か

本件協定第3条による紛争解決措置をとって日本政府の金銭賠償責任を主張する場合、日本側との消耗的な法的論争や外交関係の悪化を招来する可能性があるという理由を挙げて懸念する声があるかも知れない。しかし、国際情勢に対する理解を基礎とする戦略的な選択が要求される外交行為の特性を考慮するとしても、「消耗的な法的論争に発展する可能性」または「外交関係の悪化」という非常に不明瞭で抽象的な理由を挙げて、それが基本権侵害の重大な危険に直面した請求人らに対する救済を無視する妥当な理由になるとか、または真摯に考慮されるべき国益だとは言うのは困難である。むしろ、過去の歴史的事実の認識の共有に向けた努力を通じて日本政府に被害者に対する法的責任を果たさせることによって

韓日両国及び両国民の相互理解と相互信頼を深め、これを歴史的教訓として再びそのような悲劇的な状況が起きないようにすることが、真の韓日関係の未来を強固にする方向であると同時に真に重要な国益に符合するものだといえるはずである（憲法裁判所2011年8月30日2006헌마788 参照）。

また、韓国人B C級戦犯らが被った日帝の不法な強制動員による被害は国際戦犯裁判による処罰に起因する被害とは別に日帝による強制動員から発生した日帝による反人道的不法行為により韓国人B C級戦犯らが直接被った被害に限定されているので、国際戦犯裁判とは関係がない。したがって被請求人が本件協定第3条による紛争解決手続に進むとしても、それが憲法第6条第1項に規定する国際法尊重原則及び国際戦犯裁判所の判決と背馳することもない。

#### (4) 小結

韓国人B C級戦犯らが日本に対して有する日帝の不法な強制動員による被害に対する請求権について韓国と日本の間の本件協定の解釈上の紛争が存在するにもかかわらず被請求人が本件協定第3条による紛争解決手続に進まない不作為は、請求人らの重大な憲法上の基本権を侵害していると言える。

#### エ. 結論

韓国人B C級戦犯らが日本に対して有する日帝の不法な強制動員による被害に対する請求権に関して、憲法第10条、第2条第2項及び前文と本件協定第3条の文言等に照らし、被請求人が本件協定第3条による紛争解決手続に進む義務は憲法に由来する作為義務として、それが法令に具体的に規定されている場合であると言うべきであり、人間としての尊厳と価値など基本権の重大な侵害可能性、救済の切迫性と可能性などを広く考慮すると、被請求人にこのような作為義務を履行しない裁量があるとは言えず、被請求人が現在までに本件協定第3条により紛争解決手続を履行する作為義務を履行したとは言えない。

結局、被請求人のこのような不作為は憲法に違反し、請求人らの基本権を侵害

するものである。

裁判長 裁判官 ユナムソク 劉南碩

裁判官 イソネ 李宣厓

裁判官 イソクテ 李錫兌

裁判官 イウネ 李垠厓

裁判官 イジョンソク 李 惊 錫

裁判官 イヨンジン 李榮眞

裁判官 キムギヨン 金基潁

裁判官 ムンヒョンベ 文 炯 培

裁判官 イミソン 李美善

[別紙 1]

請求人名簿

1. ~10. 李鶴来の訴訟受継人 カン〇〇 外

[別紙 2]

韓国人 B C 級戦犯に関する韓国政府の日本に対する外交的措置の概要

韓国政府の日本議員らとの接触を通じた立法促求	
2010. 7. 13.	駐日大使館政務課長、民主党衆議院議員と接触 - B C 級戦犯支援法案の動向を聴取
2010. 11. 30.	駐日大使館1等書記官、民主党秘書官と接触 - B C 級戦犯支援法案の動向を聴取
2011. 6. 30.	駐日大使、戦後補償議連と面談
2012. 1. 18.	駐日大使館公使参事官、民主党衆議院議員と面談 - B C 級戦犯の場合、植民支配の期間中に日本側に同調したと言う理由で韓国内でも政府の支援を受けることが難しい側面があるとして、彼らもやはり日本帝国主義時代の歴史的スケープゴートなのでこの問題の進展のため積極的に努力してくれるよう依頼
2012. 6. 15.	駐日大使館公使、自民党衆議院議員と面談 - B C 級戦犯支援法案に関する協議；駐日公使、韓国人 B C 級戦犯支援法案の積極的検討を要請；日本内で適切な措置が必要であると見られ、法案成立のための協力を依頼すると言及
2012. 6. 18.	駐日大使館公使、自民党衆議院議員と面談 - B C 級戦犯支援法案通過のための協力を要請
2014. 8. 27.	次官補、民主党参議院議員と面談
2016. 6. 10.	駐日大使、民進党参議院議員(戦後補償議連会長)と面談 - B C 級戦犯支援法案に関する動向を聴取
2016. 11. 28.	駐日大使館政務公使、民進党議員と面談 - B C 級戦犯支援法案に関する動向を聴取
2017. 4. 14.	駐日大使館 政務公使、共産党参議院議員(党国会対策委員長)と面談 - 超党派的レベルで推進されている B C 級戦犯支援法案が迅速に成立し過去事問題において日本の前向きな態度が示されることを期待し、共産党の努力を要請
2018. 4. 17.	駐日大使、日本衆議院副議長と面談 - B C 級戦犯支援法案に関する動向聴取及び日本側支援を要請



2018. 11. 2.	<p>駐日大使館政務公使、参議院議員(国民民主党)と面談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- B C級戦犯支援法案に関する動向を聴取</li> </ul>
韓日局長/課長級協議を通じた立法促求努力	
2011. 10. 18.	<p>駐日大使館公使参事官、日本外務省アジア大洋州局審議官と晚餐協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 公使参事官「日本政府がB C級戦犯等に対し先制的で果敢な措置をとる必要がある」と言及し日本側で措置をとることを要請する</li> </ul>
2011. 11. 9.	<p>韓日課長協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 東北亜1課長が「日本内のB C級戦犯に関する法案が早期に成立し 支援金支給がなされることを希望する」と日本側の支援を要請する</li> </ul>
2011. 11. 30.	<p>韓日課長協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 東北亜1課長が「B C級戦犯支援等について日本側が誠意をもって問題解決のため努力してくれることを願う」と要請する</li> </ul>
2016. 12. 14.	<p>韓日局長協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 東北亜局長が日本内のB C級戦犯に関する法案の推進動向に言及し、B C級戦犯問題が早期に解決できるよう日本側が大局的見地から前向きに検討してくれることを期待すると言及する。</li> </ul>
2020. 5. 13.	<p>アジア太平洋局長、日本外務省アジア大洋州局長と電話協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- B C級戦犯問題等に対する日本の関心を要請</li> </ul>
2020. 6. 24.	<p>アジア太平洋局長、日本外務省アジア大洋州局長とリモート協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 日本側に同件に関する問題を想起させ日本側の関心を要請</li> </ul>

[→HOME](#)